

中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ 各種融資・補助制度をご利用ください

中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種の融資制度を行っています。

問 産業振興課（内線322）

小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

対 象 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については、5人以下）

融 資 額 2,000万円以内

資金使途 運転資金、軽易な設備資金

返済期間 120カ月以内

利 率 年0.8%（ほかに保証料0.5%～2.2%が必要）※既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります。

申・問 市内の銀行・信用金庫の各支店または市役所産業振興課（内線322）

勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携した融資制度です。

対 象 いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満75歳以下の方）

●住宅資金融資制度

内 容 1世帯1物件で、2,000万円以下（返済は35年以内）※金融機関からの融資の状況によって本制度を利用できないことがあります。

●生活安定資金制度

内 容 1世帯200万円以内（返済は15年以内）※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

申・問 東海労働金庫可児支店（☎0120-60-8623）

小口融資等信用保証料助成制度

対 象 各小口融資制度（①市小口②県小口③全国小口）を利用した方

助 成 額 融資実行の際に支払った信用保証料の額（上限50万円、100円未満切捨）

小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給制度

対 象 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

助 成 額 約定利息の1回目～12回目までに支払った利子の全額（100円未満切捨）

創業者支援補助制度

対 象 市内で創業する方（創業後間もない方も含む）で、認定特定創業支援等事業^(※)を受講した方

※認定特定創業支援等事業…土岐商工会議所などが実施する創業関連セミナーなどにおいて、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目の知識を習得できる事業

●創業者利子補給

対 象 市小口融資、日本政策金融公庫の創業関係融資を受けて創業した方

補 助 額 利子の0.8%分を補助（年間限度額100万円）

補助期間 返済期間全体の1/3、最長3年間

●創業者家賃補助

対 象 店舗等を賃貸し創業した方

補 助 額 月額家賃の30%×12月分（年間限度額100万円）

補助期間 最長3年間

●創業者店舗賃貸促進補助

対 象 創業者へ店舗・土地を貸付する方（所有者とは異なる場合があります）

補 助 額 対象店舗の固定資産税（都市計画税を含む）相当額の1/2以内

補助期間 最長3年間

●創業者出店補助

対 象 家屋・土地を自ら取得して出店する方

補 助 額 対象店舗などの固定資産税（都市計画税を含む）相当額の1/2以内

補助期間 最長3年間（新築5年間）

創業セミナー（無料）

期 日 10月3日～10月31日の毎週土曜日

時 間 午前10時～午後4時

定 員 20人（先着順）※詳しくは問い合わせください。

問 土岐商工会議所（☎541131）

